

令和 8 年度

山形県 県・市町村 D X 推進体制整備事業業務
仕様書(企画提案用)

山形県 みらい企画創造部 D X 推進課

令和 8 年（2026 年）3 月

1 事業目的

本事業は、職員数の減少や行政ニーズの多様化により、市町村単独ではDX推進が困難となりつつある状況を踏まえ、県と市町村が連携してDX推進体制を強化し、地域全体のDXを推進することを目的とする。県が確保した専門的なデジタル人材を広域で活用し、市町村の地域課題に対してDXによる解決に向け、伴走型で提案・助言・実践支援を行うものである。あわせて、市町村に対する伴走支援を通し、本県に最適なDX推進体制構築（人材プール機能含む）に向けた検証を行うものである。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

本業務は、県と市町村が協働して進めるDX取組に対し、受注者が伴走型で支援するとともに、県内市町村のDX課題解決を支える相談窓口を設置・運営し、得られた知見を踏まえて実効性の高いDX推進体制のあり方を検証・報告する。

(1) 県市町村協働の取組み（プロジェクト）に対する伴走支援

① 伴走支援の対象市町村は、以下のとおり。

ア 電子契約システムにかかる共同調達・運用支援 5市町村程度

イ 広域DXの推進・横展開支援 協議会を構成する8市町村

※ アについては、市町村数が増減する場合あり。増減する場合は、県と受注者の協議の上決定する。

② 対象市町村に共通するDX課題（上記ア・イ）に対し、課題解決に向けた伴走支援を実施すること。支援対象の市町村及び支援内容は、県と受注者が協議の上で決定する。

③ 伴走支援の事前準備として、県及び関係市町村等と協議を行い、テーマ、プロジェクトの目的・到達目標（ゴール）、対象範囲、成果物、推進体制（役割分担・意思決定方法）、進め方（実施手順・スケジュール・コミュニケーション方法）を整理し、関係者間で合意・共有した上で伴走支援を開始すること。

④ 伴走支援は、各テーマ5回以上実施すること。実施方法・日時は、県及び対象市町村と協議の上で決定すること。伴走支援は、原則オンラインとし1回あたり2時間を基準とすること。

⑤ 現地での支援を2回以上実施すること。実施方法・日時は、県と協議の上で決定すること。

⑥ 伴走支援にかかる課題整理、資料作成・情報収集、その他調整等は受注者が行うこと。

⑦ 伴走支援実施後は、DXに関する進捗および対応内容を取りまとめ、県へ報告すること。

(2) 市町村DX相談窓口

① 県内35市町村を対象に、市町村固有のDX課題や困りごとなどの解決を図るためのDX相談窓口を設置し、相談対応および課題解決支援を行うものとする。

② ヒアリングや課題対応を含め、合計で20回程度実施すること。実施方法・日時は、県と協議

の上で決定すること。原則オンラインとし1回あたり2時間を基準とすること。

- ③ 支援にかかる課題整理、資料作成・情報収集、その他調整等は受注者が行うこと。
- ④ 相談対応の実施後は、DXに関する進捗および対応内容を取りまとめ、県へ報告すること。

(3) DX推進体制構築の検証

上記(1)および(2)の支援を通して得られた知見を踏まえ、デジタル人材の確保・活用と具体的なDX取組みを組み合わせた、実効性の高いDX推進体制のあり方を検証すること。検証の結果(報告書)には、以下を含めること。

なお、検証結果および報告書の内容は、県が示す取組みの方向性と整合させること。必要に応じて、県および関係市町村との意見交換会を実施し、報告書の内容を共有・合意形成すること。

- ① 検証の目的・対象範囲
- ② 検証で実施した支援内容とその効果(定量・定性の両面)
- ③ 人材確保・運用(人材プール機能)の仕組み案および運用上の課題と改善案
- ④ 複数市町村での協働取組(共同調達/運用等)の有効性と課題の整理
- ⑤ 実行可能な推進体制(役割分担、ガバナンス、意思決定フロー、費用負担の考え方)
- ⑥ 推進体制を本格展開するためのロードマップ(優先順位、短中長期アクション等)
- ⑦ 上記を踏まえた県の取組み方針への反映提案

4 定例会

月1回程度、県との定例会を開き、上記3(1)及び(2)の進捗を確認するほか、本委託業務の運営について協議する。なお、定例会はオンライン会議とし、時間は1時間程度とする。詳細な日時は県と協議の上、決定することとする。定例会にかかる資料作成・情報収集、その他調整等は受注者が行うこと。

なお、上記3(3)に関しては、(1)及び(2)完了後、速やかに検証結果を取りまとめ、別途、県へ提出すること。報告会の開催については、県と協議の上で決定すること。

5 実施体制

受注者において、次に掲げるとおり実施体制を構築すること。

- (1) 本業務に従事する者のうちから、県との情報共有・進捗/課題管理を行なう業務リーダー1名を選任すること。
- (2) 本業務に従事する者について適切に役割分担を行い、繁忙期への対応等に支障のない体制をとること。
- (3) 本事業に参画する人材を含め、県内市町村に対し伴走支援・相談対応を実施する専門家は、全国他自治体でDX推進伴走支援経験や実績を有するものを配置すること。

6 提出物

本業務に係る成果物は以下の通りとする。なお、特に指定がない限り電子データを提出すること。なお、電子データはMicrosoft Office (Word、Excel または PowerPoint) とし、Microsoft Office 2007以降の標準形式とするが、困難な場合は事前に県の承認を得ること。

(1) 業務実施体制図

業務の従事担当者名およびその役割等を明記することとし、契約締結後、速やかに提出すること。

(2) 事業実施計画書

契約締結後、速やかに提出すること。

(3) DX伴走支援実施報告書

伴走支援対応日から5開庁日までに県へ提出を行うこと。

(4) 相談窓口実施報告書

相談窓口対応市町村ごとに、相談窓口対応日から5開庁日までに県へ提出を行うこと。

(5) 事業完了報告書

上記3(1)から(3)を総括する報告書を作成し、本業務終了後、令和9年3月31日までに県へ提出すること。

パワーポイント形式の本文で10ページ以上にまとめ、報告すること。なお、報告会の実施については、県と協議の上、決定することとする。

(6) その他本事業にて作成した資料

必要に応じ、県と受注者が協議の上、提出すること。

7 業務の再委託について

- (1) 業務の一部を第三者に再委託するときは、事前に県の承認を得なければならない。ただし、総合的企画、業務遂行管理、発注者との連絡調整などの中心的業務は再委託してはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に、本仕様書に定める当該受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為及びその結果に対する全ての責任を負うものとする。

8 留意事項

- (1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受注者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 受託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含むこととする。ただし、本事業の実施において委託者の旅費は除く。
- (4) 受注者は、この事業を実施するにあたって知り得た企業情報等について、守秘義務を遵守するとともに、事業対象者に対しても十分な説明を行うこと。
- (5) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に報告すること。
- (6) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。